平成３０年（フ）第１４４号
函館市高松町337番地６
債務者　長内　充雄
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１４５号
函館市人見町３番12号
債務者　野呂　久子（旧姓臺坂・本田）
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１４６号
函館市昭和４丁目46番42号　五稜郭マンション　101
債務者　吉田　直人
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１４７号
函館市日吉町２丁目22番８号
債務者　大竹　志麻
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２５号
岐阜県揖斐郡池田町市橋1614番地の５
債務者　松井ひろみ（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
熊本市東区戸島西１丁目34番１―307号　市営住宅戸島団地２Ｃ―１―307
債務者　白石　雄一
１　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３２号
埼玉県行田市大字斎条404番地１　２棟104号
債務者　平沢　伸浩
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３５号
埼玉県熊谷市新堀157番地14　グリーンハイツＢ101号室
債務者　松村　　亮
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３７号
埼玉県熊谷市円光１丁目11番40号　メゾンドフォーリーフクローバー202号
債務者　石山　　学
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第４１８号
愛知県北名古屋市鹿田3530番地２　ステージ杉　203号、従前の住所神戸市垂水区清玄町７番地の２
債務者　赤井　朱美
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５３６号
名古屋市中川区荒中町82番２　カーサミラ103号室、住民票上の住所愛知県一宮市野口２丁目14番17―２号
債務者　石井　奈那
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０４号
名古屋市中川区小本本町２丁目67番地　南荘１Ｆ別棟
債務者　信川　　豊
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５８号
岡山県倉敷市福島595番地　レオパレスシェルプレイン102、申立時の住所岡山県倉敷市川西町16番４号　202号室
債務者　安信　惠美
１　決定年月日時　平成30年５月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
北九州市八幡西区本城東３丁目６番13―７号
債務者　松本　雅子
１　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１８号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目４番12―101号
債務者　辻　　弘子
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２７８号
北九州市若松区高須南３丁目２番10―304号
債務者　岡村進一郎
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２７９号
北九州市若松区高須南３丁目２番10―304号
債務者　岡村　京子
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２８７号
北九州市門司区東新町２丁目８番６―204号
債務者　加藤　一弥
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部